

○愛媛県告示第288号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定に基づき、次のとおり特定希少野生動植物保護区を指定する。

平成21年3月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 特定希少野生動植物保護区の名称

台地区ナゴヤダルマガエル保護区

2 指定の区域

今治市大三島町台530番3地内の区域

3 指定に係る特定希少野生動植物

ナゴヤダルマガエル

4 指定の区域の保護に関する指針

(1) ナゴヤダルマガエルの生息のために確保すべき条件

ナゴヤダルマガエルは、今治市の一部にしか生息していない特定希少野生動植物である。当該区域におけるナゴヤダルマガエルの生息のためには、水量の確保及び水質の保全が必要である。

(2) 生息条件を維持するための環境管理の指針

ナゴヤダルマガエルの生息条件である水量の確保及び水質の保全のため、事業者及び県民は、当該区域のナゴヤダルマガエルの保全に努めるとともに、各種行為が水量、水質など生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう配慮するものとし、次のとおり生息環境の適切な管理を行うものとする。

ア 工作物の設置は行わないこと。ただし、水路及び既存施設の維持管理に必要な施設並びにナゴヤダルマガエルの保護管理のための施設の設置については、この限りでない。

イ 現状の地形の維持を図るため、土地の形質の変更は行わないこと。ただし、水路及び既存施設の維持管理並びにナゴヤダルマガエルの保護管理のために必要な土地の形質の変更については、この限りでない。

ウ 現状の地形の維持を図るため、水面の埋立ては行わないこと。

エ 生息条件の維持のため、ナゴヤダルマガエルの繁殖期の始めから幼生の水中生活が終わるまでの間は、水路の水位又は水量に著しい増減を生じさせるような行為は行わないこと。ただし、農業を営むために必要な水位又は水量の増減並びに災害に備えた水路及び既存施設の維持管理並びにナゴヤダルマガエルの保護管理に必要な水位又は水量の増減については、この限りでない。

オ 当該区域内に生息し、又は生育する野生動植物以外の個体であって、ナゴヤダルマガエルの生息に影響を及ぼすおそれのある動植物を放ち、若しくは植栽し、又はその

種をまく行為は行わないこと。特に、ナゴヤダルマガエルの生息を阻害するおそれのあるミシシippアカミミガメ及びアメリカザリガニを放たないこと。

(3) 留意事項

(2)アただし書、イただし書及びエただし書に定める行為を行うに当たっては、ナゴヤダルマガエルの生息状況に十分配慮し、当該行為によるナゴヤダルマガエルへの影響を最小限に抑えるよう努めること。

5 立入制限地区

立入制限地区は指定しない。